

## 社会福祉法人 湘北福祉郷 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 湘北福祉郷（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員並びに評議員選任・解任委員と併せて役員等という。

(2) 報酬等とは、報酬、賞与、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わず費用とは明確に区分されるものとする。

(3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (役員報酬)

第3条 当法人の役員等に対し、業務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、当法人職員が役員の場合は支給しない。

2 役員等が、理事会及び評議員会等に出席した場合、以下に定める額を支給する。

相模原市内	5,340円
その他	12,640円

3 監事が、監査を実施した場合及び監事監査に監事以外の役員等が出席し対応した場合は、以下に定める額を支給する。

相模原市内	5,340円
その他	12,640円

### (費用弁償)

第4条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け、法人業務を行う場合、「役員旅費規程」に基づき、費用を弁償することができる。ただし、当法人職員が役員の場合は支給しない。

### (改 廃)

第5条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 附 則

1. この規則は、令和4年5月1日から施行する。
2. この規則は、令和6年4月1日から施行する。